

(別紙)

答 申

(諮問第52号)

個人情報保護審査会の結論

本件異議申立ての対象となった保有個人情報の開示請求について北九州市長（以下「実施機関」という。）が一部開示とした決定は、妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年5月29日、平成27年条例第49号及び第50号による改正前の北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「平成22年～現在の医療費通知」を内容とする保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成27年6月12日付けで本件保有個人情報の一部を開示する旨の決定（平成27年6月12日付け北九門国第63号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成27年6月15日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成27年8月14日、平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の内容を異議申立人が開示請求したとおりの期間の情報を改めて開示することを求めるというものである。

第3 事案の概要及び争点

1 事案の概要

(1) 本件保有個人情報の概要

本件請求(「平成22年～現在の医療費通知」)に係る対象文書として実施機関が特定したもの(以下「本件対象文書」という。)は、異議申立人に係る平成22年10月から開示請求時までの期間の「国民健康保険医療費通知 発行控」(以下「医療費通知控」という。)である。

医療費通知とは、国民健康保険加入者(世帯)に対し、一定期間にかかった医療費を知らせる通知のことであり、医療費通知控は、その通知について市側に残しておく一覧表としての控えである。

(2) 本件処分概要

実施機関は、本件対象文書について、異議申立人以外の第三者に係る情報を条例第18条第2号に該当するものとして不開示とした上で、異議申立人に関する部分を開示する旨の一部開示決定を行った。

なお、当該不開示部分について異議申立人は争っていない。

2 争点

異議申立人からの異議申立書及び意見書並びに実施機関からの理由説明書等によれば、本件の争点は、実施機関が、平成22年1月から9月までの医療費通知控(以下「本件係争文書」という。)を開示しなかったことが妥当であるか否かであると認められる。

第4 異議申立人及び実施機関の主張要旨

異議申立人及び実施機関の主張は、異議申立書、理由説明書、意見書等の内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 異議申立人の主張

(1) 開示請求の対象期間は「平成22年～現在迄」であるにもかかわらず、開示されたのが「平成22年10月1日から」のものであるのは不当であり、「平成22年1月1日から」若しくは「平成22年4月1日から」とされるべきである。

(2) 実施機関は、平成22年10月に医療費通知控に関するシステムが旧システムから現行システムに移行したが、その時点で本件係争文書のデータは現行システムに引き継がれず、CD-ROMに保存された後、保存期間経過後に廃棄したと主張している。

しかし、医療費通知控の保存期間が1年間であるとしても、異議申立人は、現在市立医療センターと医療事故について交渉中であるため、市文書規程における保存年限にかかわらず、異議申立人の個人情報を全て保存し、開示することは、市の当然の義務である。

一方、異議申立人が平成27年5月11日付けでレセプトの開示請求を行ったときは、平成22年4月分から開示された。レセプトは新システムにデータが移行されているのに、医療費通知控はCD-ROMに保存するというのは、

データの取扱いとして統一されておらず、理由として整合性がない。

また、異議申立人が平成27年6月17日に北九州市情報政策課に問い合わせたところによると、平成22年10月から小倉北区役所が先行して現行システムに移行し、その他の区役所は平成23年10月に移行したとのことであった。

- (3) 以上のことから、本件係争文書のデータは、実施機関が主張するシステム移行にかかわらず、現行システムに引き継がれ、開示請求の時点まで残存していたのではないかと考えている。

2 実施機関の主張

- (1) 北九州市文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第29条では、「照会、回答、通知、報告等に関するもので、軽易なもの」については、保存期間が1年間と定められている。

医療費通知は、1年間に6回、2ヶ月ごとに偶数月に各世帯に発行している。医療費がいくらかかったかをお知らせして、健康医療についての関心を高めていただく為に配布しているものであり、発行控はその控えである。保険診療の支払いをするために残しておくものではなく、単に通知したものの控えである。

そこで、医療費通知（発行控）は、軽易な通知として保存期間を1年としていた。

- (2) 平成22年10月に、医療費通知控に関するシステムを旧システムから現行システムに移行する作業が行われ、それに伴い、同月以降の医療費通知控は現行システム内に保存されていたが、本件係争文書（平成22年1月から同年9月の医療費通知控）はCD-ROMに保存された。

そして、当該CD-ROMは、本件係争文書の保存期間（1年間）を経過した後に廃棄された。

そのため、本件係争文書は現存せず、開示することができない。

- (3) 異議申立人は、レセプトの開示請求については平成22年4月分から開示されたことから、医療費通知控が同様に保存されていないことを疑問視しているが、当該取扱いの違いは文書の性質によるものである。

レセプトの本来の目的は、保険診療の支払いを請求するためのものであることから、病名や治療内容が詳しく記載されており、上記医療費通知控とは性質が異なる。

そのため、レセプトの開示請求については、「診療報酬明細等に係る事務処理要領」を定め、開示対象となるレセプトの範囲を「その開示請求のあった日の属する年度及び当該年度の前年度から過去5年度分のレセプトとする。」として、過去5年度分のレセプトを保存するようにしているのだから、取扱いに不整合な点はない。

第5 個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）の判断

当審査会は、異議申立ての対象となった保有個人情報並びに異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 争点に対する判断

(1) 本件請求における対象期間の始期について

ア 本件請求は「平成22年～現在の医療費通知」であるところ、対象とする医療費通知控の期間の始期については、平成22年の何月からであるかについて厳密には特定されていない。

この点、本件異議申立てにおける異議申立人の主張を見ると、本件請求において開示を求める期間の始期は、「平成22年1月1日から」とする一方で、「平成22年4月1日から」とも述べており、必ずしも平成22年の全期間を対象としていたものとは認められない。

また、実施機関に確認したところ、異議申立人は、レセプトの開示請求においては、実施機関の窓口で、いつ時点のレセプトから残っているかを確認した上で、現存している平成22年4月以降のものを請求したとのことである。

さらに、異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件係争文書が本件請求時点で現存していたはずであることを強く主張している。

そうすると、異議申立人の請求は、平成22年の現存している時点から現在までの医療費通知であったとするのが相当である。

そこで、本件請求時点での本件係争文書の存否について、以下検討する。

(2) 本件係争文書の存否について

ア 実施機関は、本件係争文書をCD-ROMに保存していたが、本件請求時点では廃棄しており存在しなかったと主張している。

そこで、当該主張の合理性について検討する。

イ 文書管理規則第29条では、「照会、回答、通知、報告等に関するもので、軽易なもの」については、保存期間が1年間と定められている。

ここで、本件係争文書の性質を検討すると、本件対象文書に係る医療費通知は、健康医療についての関心を高めてもらうために、医療費がいくらかかったかを、各国民健康保険加入者に対し、1年間に6回、偶数月に各世帯に発行するものであり、本件係争文書はその発行控である。

そして、医療費通知は、病名や診療内容、診療報酬等を記録するものではなく、各国民健康保険加入者への医療費のお知らせ文書であることからすると、本件係争文書が「軽易な通知」に当たるという実施機関の判断は、合理的なものといえる。

また、文書管理規則第41条及び第42条において、保存期間を満了した文書は速やかに廃棄しなければならないことが規定されているところ、本件係争文書について、システム更新時に新システムに移行させずにCD-ROM

Mで保管し、所定の保存期間を経過した後に廃棄したということも、不合理なものではない。

そうすると、実施機関が、本件請求時点で、保存期間を経過した本件係争文書を廃棄していたとしても、不合理なものではない。

ウ 異議申立人は、市立医療センターと医療事故について交渉中であるため、異議申立人の個人情報、文書管理規則における保存年限にかかわらず全て保存・開示する義務があると主張する。

たしかに、紛争事案にかかわる文書については、「現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの」については、「当該訴訟が終結するまでの間」保存期間を延長する旨の規定が存在する（文書管理規則第29条）。

しかしながら、異議申立人が主張するように、異議申立人と市立医療センターとの交渉経緯から何らかの保存義務が導かれ得るとしても、異議申立人の意見書によれば、異議申立人は、本件請求時に、当該医療事故に関する交渉の事実を実施機関に対して伝えておらず、実施機関は当該事実を認識していなかったのであるから、本件において実施機関に保存義務を認めることは困難である。

そもそも紛争が考えられる全ての事案について、文書管理規則に基づいて保存期間の延長を求めることは管理上適切ではない。

エ さらに、異議申立人は、レセプトの保存状況との不整合を指摘する。

しかし、レセプトは、本来、医療機関が診療報酬の請求をするためのものであり、病名や治療内容が詳しく記載されている。また、医療機関の診療報酬請求権の消滅時効は5年であり、レセプトはその債権の根拠資料ともなる。

そのため、実施機関がレセプトの保存期間を5年間と定めていることは、合理的なものである。

また、上記のとおり、医療費通知控の保存期間が1年間とされていることにも合理性がある。

そうすると、開示請求時点でレセプトは保存されていたが、医療費通知控が廃棄されていたとしても、不整合ではない。

オ なお、旧システムから新システムへの移行時期については、審査会において、当該システムを所管する北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課の保有するシステム移行に関する資料を確認したところ、平成22年10月であった。

カ したがって、本件係争文書が本件請求時点において存在しなかったとの実施機関の主張は、合理的である。

(3) 本件対象文書の特定について

これらのことからすると、本件請求における対象期間の始期は、医療費通知控が保存されていた平成22年10月であったとするのが相当である。

(4) 本件処分の妥当性について

よって、実施機関が、本件請求に対し、平成22年10月分以降の医療費通知控を本件対象文書と特定して一部開示決定を行ったことは妥当である。

2 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が一部開示とした本件各処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

なお、医療費通知控に記載された内容は、レセプトにおいても同様に記載されているものであることからすると、異議申立人は実施機関から開示を受けた平成22年4月分以降のレセプトを見ることで、同期間の医療費通知控の記載内容を把握することも可能であると考えられる。そこで、実施機関においては、今後、異議申立人に対してそのような説明を尽くすことが望まれる。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	河 原 一 雅
委 員	原 田 美 穂
委 員	櫻 井 弘 晃
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩 耶 子